令和７年度塩竈市営住宅

申　込　の　し　お　り

宮城県住宅供給公社
入居管理課

電話　（０２２）２２４－００１４
仙台市青葉区上杉一丁目１番20号
ふるさとビル１階

※塩竈市地域優良賃貸住宅との重複申込みはできません。

《 は じ め に 》

定期募集について

○　令和７年度の定期募集は、6 月、9 月、12 月、3 月を予定し（変更になる場合があります。）、募集住戸（入居可能日までに修繕が完了する住戸）についての募集となります。

　申込み受付後に抽選で仮当選者を決定し、仮当選者の方に資格確認の書類を提出いただき、審査を行います。

　また、仮当選されなかった方については名簿登録者（登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。）となり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。名簿登録者の有効期限は、募集月の翌々月の１日となります。

○　入居申込資格条件等を確認のうえ、塩竈市営住宅申込用紙に必要事項を記入し、宮城県住宅供給公社に郵送で受付期間内にお申込み（受付期間内の郵便局消印有効）ください。（複数の申込みはできません。）

○　申込みは、１世帯につき１住戸です。

○　入居申込資格条件に合わない場合や、申込書と資格確認書類の内容に相違がある場合、あるいは期日までに書類の提出が無い場合は、仮当選無効となりますので十分注意してください。

入居申込みをされる方は

必ず、この「申込のしおり」をお読み下さい。
特に、下記の点には十分ご注意ください。
◎申込（入居）資格には条件があります。
　２ページをご覧ください。
◎住宅によって、設備や間取りに違いがあります。
　市営住宅の概要・別添の図面をご覧ください。
◎入居申込の方法等にご注意ください。
　６～７ページをご覧ください。

【注意】

仮当選しても入居資格審査により、入居出来ない場合もあります。

市営住宅募集の申込みから入居まで

お申込み（郵送受付）

申込み受付期間
令和７年12月１日(月) ～12月12日(金)
(令和７年12月12日(金) までの消印有効)

申込み用紙の返送

＊申込用紙の記入内容が不明瞭等で資格確認ができない場合、または消印が申込受付期間外の場合

抽選番号の通知

抽　選　会

令和７年12月23日(火) 午後１時30分から
場所　宮城県住宅供給公社３階第３会議室

落選通知送付
(落選者)

資格確認の書類送付
(仮当選者)

資格確認の実施
(入居適格者の確認)

令和８年１月上旬

入居不適格となった場合は失格となります

個人情報の取扱いについて

市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報については、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。

なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

契約書類の送付

契約の締結
入居の説明

令和８年１月下旬
※入居日とは別の日になります。

入　　居

令和8年1月30日(金)（浦戸地区は2月27日(金)）
※契約の締結・入居の説明とは別の日になります。

市営住宅は、共同住宅であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

1　犬猫等の動物飼育はできません。（ただし，市営伊保石住宅、市営清水沢東住宅1号棟及び浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）のみ動物飼育可）

2　車は契約駐車場以外の敷地、通路等には駐車できません。

＊団地内に違法駐車された場合は、レッカー車により移動されることもあります。

3　騒音を無神経に発生させる。また生活音に理解なく過剰に反応する。

＊市営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくことになります。

１．入居申込

（１）申込資格

次の条件のすべてに該当する方が入居申込みできます。

①現在、住まいに困っていることが明らかな方（持家のない方）。
　入居契約日前までに現在の持家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込できます。

②現に同居する親族等（※1）がいるか、又はこれから同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方やその他婚姻の予約者を含む。）がいる方。

※1　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として市長が定めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）がいる方。

＊ただし、次のいずれかの単身者の方は入居申込みできます。

○戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第１号表の２の特別項症～第６項症まで、又は同表別表第１号表の３の第１款症の障害のある方
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
○海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引揚げた日から起算して５年未満の方
○ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
○満60歳以上の方
○浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）希望者で、浦戸地区に勤務場所を有している方。
○身体障害者手帳の交付を受け、１～４級の障害のある方
○精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１～３級の障害のある方
○療育手帳の交付を受け、Ａ又はＢの障害のある方
　精神・療育に該当する世帯の方は入居後に常時の相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等の地域における支援が可能であることが入居の前提となります。
○ＤＶ（配偶者からの暴力）被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後５年を経過していない方、又は裁判所で保護命令を受けた被害者で保護命令が出されて５年を経過していない方
○生活保護法第６条第１項に該当する方
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14号第１項に規定する支援給付を受けている方

③政令月収が下表に該当する方

世帯の種類	公営住宅の場合	改良住宅の場合
一般階層世帯	158,000円以下	114,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下	139,000円以下

＊政令月収とは、世帯全員の所得合計から各種控除の合計を引き、12ヶ月で割った額。
（12～16ページをご参考に計算してください。）

＊改良住宅とは、桜ヶ丘住宅の一部と貞山通住宅です。公営住宅と比べ、政令月収の基準と家賃の一部に違いがあります。

＊裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。一般階層世帯と比べ、政令月収の基準が緩和されています。

○満60歳以上（18歳未満の方を含んでも良い）の方で構成される世帯
○身体障害者手帳の交付を受け、１～４級の障害のある方がいる世帯
○精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１～２級の障害のある方がいる世帯
○療育手帳の交付を受け、Ａ又はＢの障害のある方がいる世帯
○戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第１号表の２の特別項症～第６項症まで、又は同表別表第１号表の３の第１款症の障害のある方がいる世帯
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
○海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引揚げた日から起算して５年未満の方がいる世帯
○ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
○小学校就学前の子がいる世帯

④次の税、家賃等を滞納してない方

＊市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税、軽自動車税、市営住宅家賃（以前居住分も含む）など。

⑤暴力団員でないこと。

＊暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定されるもの。
（当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無（該当）についての照会を行います。）

⑥これから結婚を考えている方

入居可能日より3ヶ月以内に婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。

⑦これから離婚を考えている方

入居契約日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。

(1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合）
(2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合）
(3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

（２）住宅を選ぶときのご注意

①住宅ごとに、設備や間取りに違いがあります。（別添資料でご確認ください）

エレベータ　エレベータがある住宅とない住宅があります。

駐車場　有料でお貸ししていますが、住宅によっては、満車でお貸しできない場合があります。また、東玉川住宅、玉川住宅及び浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）は駐車場がありません。

風呂釜、浴槽　風呂釜、浴槽のない住宅があります。入居時に、入居者のご負担で設置していただきます。また、退去時は撤去していただきます。

トイレ　トイレの型式が和式の住宅と洋式の住宅があります。

②世帯の状況によって、申込みや入居を制限している住宅があります。

市営住宅の入居条件のほかに下記の条件に該当する方が入居できます。

新玉川住宅（４ＬＤＫ）

世帯員数が３人以上の世帯が申込みできる住宅です。

新玉川住宅（３ＬＤＫ）・大日向住宅（３ＤＫ）・梅の宮住宅（３ＤＫ）

世帯員数が２人以上の世帯が申込みできる住宅です。

シルバーハウジング（大日向住宅１、２号棟の２ＤＫ）

次の条件にすべて該当している方が申込みできる住宅です。

○満60歳以上の単身者、または、満60歳以上の親族関係にある２名からなる世帯。
　ただし、同居者が、配偶者の場合はその年齢が満50歳以上であれば可能。

○市内に引き続き１年以上居住している方。（※市内に引き続き１年以上居住していることが、住民票で確認できることが条件です。）

○日常生活（歩行、食事、着脱衣、入浴、排便等）が可能で、かつ、自炊ができる程度におおむね健常である世帯。
　※入居中に、日常生活ができなくなった場合は退去していただきます。

○入居時に電話を設置していただける方。（※入居者負担）

○見守りサービスの利用負担金がかかります。

③室内の下見はできません。

別添の図面でご確認ください。

（３）次のような方は申込まれても失格となりますのでご注意願います。

○申込資格に該当しない場合。
○世帯内で複数の市営住宅に申込みをされた場合。
○不自然な世帯分離・合併をしている場合。（夫婦の別居での申込み等）
○申込書に虚偽の記載があった場合。
○すでに公営住宅に入居されている場合（特別の事情がある場合を除く。子供の結婚等により世帯分離する場合等）。
○暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員）の者。
（仮当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無（該当）についての照会を行います。）
※申込時に入居資格を有しても、資格確認時に資格がない場合は入居できないことがあります。その際は、申込が無効となり、入居申込者、同居者全ての入居をお断りします。
※仮当選を放棄したり、斡旋を辞退した場合は、権利は消滅し、改めてお申込みいただくことになります。

令和７年12月定期募集

１．申込みについて

（１）申込期間　　令和７年12月１日（月）～令和７年12月12日（金）
郵送のみでの受付。12月12日（金）の消印有効

（２）提出書類　　塩竈市営住宅申込用紙　※同居人続柄の記載はご注意下さい。

（３）配布期間　　令和７年12月1日（月）～令和７年12月12日（金）

（４）配布場所　　塩竈市産業建設部まちづくり・建築課
宮城県住宅供給公社入居管理課
（募集期間中の土日祝日は、宮城県住宅供給公社（ふるさとビル１階玄関内）で配布しています。）

２．公開抽選会について

次のとおり公開抽選会を開催します。

※抽選会への出席・欠席は、抽選結果の当落には関係しません。
公社職員が公正に公開抽選を行います。会場には関係者の方どなたでもお越しいただき抽選のご確認ができます。

（１）日　　時　　令和７年12月23日（火）午後１時30分～

（２）会　　場　　宮城県住宅供給公社３階第３会議室
仙台市青葉区上杉一丁目１番20号　ふるさとビル
抽選会場へのご来場の際は、「抽選番号票」（ハガキ）をお持ちください。
なお、抽選会場には、公共の交通機関でご来場ください。

（３）抽選方法　　住宅毎に連番制による抽選を行います。
入居する部屋は市の指定になりますのでご了承ください。
抽選で仮当選されなかった方については名簿登録者（入居補欠者登録、登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。）となり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。
名簿登録者の有効期限は**募集月の翌々月の１日**までとなり、繰上げ仮当選になった場合にのみご連絡します。（それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います。）

※連番制による抽選方式
名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。
例　募集戸数２戸に対し申込者が10名（抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩）の場合
抽選により出玉③がでた場合
仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

（４）抽選に際しての優遇措置について

優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

対象となる世帯は次の表のとおりです。

塩竈市営住宅入居申込用紙の抽選優遇資格確認欄の番号に〇をご記入下さい。番号に〇印がない場合は抽選の優遇措置を受けられません。

なお、仮当選後の資格確認において、抽選優遇資格を証明する書類を確認します。

虚偽の申請があったことが判明した場合は入居できません。

優遇措置の対象となる世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は「２つ」です。

例　（１）に該当……割り当てられる抽選番号は、「２つ」

（１）及び（２）に該当……割り当てられる抽選番号は、「２つ」

【優遇措置の対象となる世帯】

世　帯　区　分	要　　件
（１）母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く（死別・離婚・未婚）、現に20歳未満の子を扶養している世帯。 **（ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続き中の場合も、該当しない。）**
（２）障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)･精神障害者保健福祉手帳(1～3級)･療育手帳(A～B判定)の交付又は障害福祉サービス受給者証･特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯。
（３）高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯。（ただし、18歳未満の方を含んでもよい。）
（４）生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯。
（５）配偶者からの暴力被害者	配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後５年を経過していない方、または裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから５年を経過していない方。
（６）戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方。ハンセン病療養所へ入所されている方。原子爆弾被爆者。５年未満の引揚者。
（７）中国残留邦人のいる世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律第14条第１項に規定する支援給付を受けている方がいる世帯。
大日向住宅のシルバーハウジングは優遇措置の対象外となります。	

２．資格確認について

仮当選した方には、入居にあたりまして資格確認を行います。
（必要書類につきましては19～20ページを参考にしてください。）
必要書類が不足しているときは入居できません。ご注意ください。
待機者の方は、宮城県住宅供給公社からの連絡後に必要書類を取り揃えてください。

※単身世帯での入居の場合

身元引受者が必要となります。

身元引受者に関する書類

・身元引受者の印鑑登録証明書（連帯保証人と同一とすることが出来ます。）

３．入居契約について

入居契約時には、次の手続きが必要です。

（１）連帯保証人を立てること

所得が入居者世帯の総所得と同程度以上で、原則として塩竈市内に住所がある方を１名立てていただきます。

連帯保証人に関する書類

・連帯保証人の印鑑登録証明書
・連帯保証人の所得証明書等（所得のあること）
・連帯保証人の住民票（住民票コードおよび個人番号以外省略のないもの）

（２）敷金等を納入すること

家賃の３ヶ月分の「敷金」及び「日割家賃」を納入していただきます。

駐車場契約を行う際には、駐車場の保証金３ヶ月分及び「日割使用料」も納入していただきます。

（３）入居する日を守ること

原則として、市の指定する日までに入居していただきます。（住民票を異動していただきます）

４．入居したとき

入居中は、特に、次のことをお守りいただきます。お守りいただけない場合は退去していただくこともありますので、ご注意ください。

（１）家賃は決められた期間に支払うこと

原則として、滞納月数が３ヶ月以上を超えると即刻退去していただきます。

※納付忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。

（２）収入報告をすること

翌年度の家賃算定のために、年に一度、収入報告していただきます。

また、世帯全体の所得が「P２の１．（１）．③」に記載されている「公営住宅」の政令月収を超えると「収入超過者」となり、段階的に「近傍同種の家賃」になります。

その為、例年同じ所得だとしても「家賃」は大幅に上がる場合があります。ご注意いただくとともに、民間住宅への住替えをご検討ください。

※公営住宅法施行令第８条の規定を準拠しております。

（３）世帯員や連帯保証人に変動があった時は報告すること

入居資格や家賃等に変更が生じることがありますので必ず承認申請をしていただきます。

主な報告義務のある項目

・入居名義人を変えるとき
・新たに同居人が増えるとき
・同居人に異動があったとき
・連帯保証人を変更するとき　　など

＊なお、特別な事情がない限り承認できない場合もあります。

（４）ペットの飼育をしないこと

室内での飼育の他、ベランダや住宅の敷地内での餌付けなども禁止です。

ただし、市営伊保石住宅、市営清水沢東住宅１号棟及び浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）のみ飼育可。※頭数制限有り

（５）騒音に注意すること

すべての市営住宅は、隣近所に接した共同住宅です。テレビの音や足音などには注意して下さい。

（６）違法駐車はしないこと

他の入居者や緊急車両の進入に影響しますので、指定された駐車スペース以外への駐車は禁止です。

（７）共益費等を負担すること

共同住宅ですので、入居者が協力し合って管理運営していただくことがあります。

共同で使用する場所の電気代などは、共益費として入居者が負担することになっています。

また、入居者には敷地内の生活環境を保全する清掃等行っていただいております。

（８）住宅の鍵について

住宅の鍵は生命や財産を守る重要なものなので、紛失したり盗まれたりすることのないよう保管には十分注意してください。また、宮城県住宅供給公社には住宅の鍵はありません。万一鍵を紛失すると、シリンダーごと自己負担にてとりかえなければなりません。

（９）住宅の修繕対応について

修繕が発生した場合は早朝夜間祝祭日を問わず通年24時間の緊急対応をしていますが、緊急修繕依頼の内容を判断して翌朝の対応になることを十分にご理解とご協力をお願いいたします。

(10) その他

市営住宅は共同住宅です。市及び各住宅の監理補助員に協力していただくとともに、他の住民とトラブルをおこさないようにしてください。

5．退去したとき

○市営住宅退去時の修理費負担金について

市営住宅を退去するときは、市営住宅条例の「入居者の費用負担義務」に基づき、修理費用の一部をご負担いただくこととなっています。

日頃から住宅をきれいに大事に使っていただければ、それだけ費用負担も少なく済みます。

反面、入居年数が短く、きれいに使用されていても、畳の表替えと襖・障子の張り替えは必ずご負担いただくこととなっておりますので、間取り等に応じた相当額の退去時修理費負担金が必要となります。

1）必ずご負担いただくもの
畳の表替え及び、襖・障子の張り替え費用

2）住まい方や入居年数により負担額が変わるもの
別紙「塩竈市営住宅修繕費用負担区分について」記載の「入居者負担」部分（入居時にお渡しします）

6．月額所得の算出について

各種控除要件および控除額

控除の種類	控除の内容	控除額
親族控除	同居しようとする親族（申込本人は除く）および遠隔地扶養親族（婚約も含む）。	１人あたり 380,000円
老人配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族のうち、満70歳以上の方。	１人あたり 100,000円
特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）および遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方。	１人あたり 250,000円
ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子（この場合の子は、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。子の年齢に制限はありません。）がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方。	１世帯あたり 350,000円 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ①夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。	１世帯あたり 270,000円 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
障害者控除	申込本人や同居人および同居しようとする親族並びに遠隔地扶養親族のうち、障害者がいる場合。	【特別障害者】 １人あたり 400,000円
	【特別障害者】 ①身体障害者手帳１級、２級の方 ②精神障害者保健福祉手帳１級の方 ③療育手帳Ａの方 【普通障害者】 ①身体障害者手帳３級～６級の方 ②精神障害者保健福祉手帳２級、３級の方 ③療育手帳Ｂの方	【普通障害者】 １人あたり 270,000円
振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	１人あたり　100,000円 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額

注）　所得税法により認定されていること。

月所得額の計算方法

1　月所得金額の算出表

入居申込みをする場合の月所得額計算は、申込み本人及び同居親族（婚約者・内縁含む）で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月所得額の算出法

課税所得（収入額ではなく、所得額を記入します。）

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

合計年間所得金額		控除合計金額			あなたの世帯の月所得額
	－		÷ 12 =		

○一般住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0 ～ 104,000	A	一般
104,001 ～ 123,000	B	
123,001 ～ 139,000	C	
139,001 ～ 158,000	D	
158,001 ～ 186,000	E	裁量階層
186,001 ～ 214,000	F	

○改良住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0 ～ 104,000	A	一般
104,001 ～ 114,000	B	
114,001 ～ 123,000	E	裁量階層
123,001 ～ 139,000	F	

・一般住宅のＥ・Ｆ、改良住宅のＥ・Ｆは、３ページの裁量階層世帯に該当した世帯のみの基準。

所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先（パート・アルバイトを含みます）にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和５年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に令和６年１月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和６年分源泉徴収票

①

令和６年分　　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名	（受給者番号） （フリガナ） （役職名）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内　千　円	＊＊＊＊千＊＊＊円	千　円	内　千　円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）	障害者の数（本人を除く）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有　無　従有　従無	千　円	特定　人　従人　老人　内　人　従人　その他　従人	特別　内　人　その他　人	内　千　円	千　円	千　円	千　円

（摘要）年調定率控除額　　円　　国民年金保険料等の金額　　円　　配偶者の合計所得　　千　円

円（1年間の所得）

↳ 12ページ所得へ（給与収入の方）

●市町村発行の令和６年分の総所得額を記載してある証明書（②③いずれかで確認してください）

②

令和7年度（令和６年分）市・県民税課税証明書

住所
氏名

賦課年度	令和7年度（令和６年分）			所得控除		市民税	
所得 給与	収入金額	＊＊＊＊＊円		雑損控除額	円	所得割額	円
	所得金額	＊＊＊＊＊円		医療費控除額	円	均等割額	円
公的年金等	収入金額	円		社会保険料控除額	円	県民税 所得割額	円
	所得金額	円		小規模企業共済等掛金控除額	円	均等割額	円
		円		生命保険料控除額	円	年税額	円
				地震保険料控除額	円	扶養人数	人

円（1年間の所得）

↳ 12ページ所得へ（給与収入の方）

③

令和７年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡一時
	給与収入										
	給与所得（所得金額調整控除後）	＊＊＊＊＊＊＊＊									
	その他の所得計		総所得金額①	＊＊＊＊＊＊＊							

課税標準	
総所得③	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山林所得	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

所得控除				
雑損		障・寡・ひ・勤		
医療費		配偶者		
社会保険料		配偶者特別		
小規模企業共済		扶養		
生命保険料		基礎		
地震保険料		所得控除合計②		

扶養親族該当区分								本人該当区分						繰越損失
控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	ひとり親	勤労学生	

円（1年間の所得）

↳ 12ページ所得へ（給与収入の方）

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給　与　支　払　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 採用年月日	年　月　日
2 扶養親族	配偶者控除　有　・　無　（いずれかを○でかこむ） その他扶養親族数　人

3 支給総額

年　月	本　俸	手当	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円	円
計						＊＊＊＊＊＊

4 賞　与	
年　月	円
年　月	
合	＊＊＊＊＊

上記のとおりであることを証明します。

令和　年　月　日

代表者氏名　㊞

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

計算での注意
- 金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- 通勤手当等の非課税分は計算にいれません。

円 ÷ □ か月×12か月＋ 円（賞与） ⇨ 円（年間給与収入金額）

記入してある月数です。

次に年間給与収入金額から年間総所得金額を計算します。

※　年間給与収入金額から，年間総所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	年間総所得金額	
551,000円未満	年間総所得 ＝ 0	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	年間総収入金額 － 550,000円 ＝ 年間総所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年間総所得 ＝ 1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年間総所得 ＝ 1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年間総所得 ＝ 1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年間総所得 ＝ 1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	A×2.4＋100,000円＝年間総所得	年間総収入金額を4で割り,その答えの1,000円未満を切捨てた金額を左のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	A×2.8－ 80,000円＝年間総所得	
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	A×3.2－440,000円＝年間総所得	
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 － 1,100,000円	

⇩

円（1年間の所得）

↳ 12ページ所得へ（給与収入の方）

事業収入の方　●現在の事業をいつから始めましたか?

令和５年１２月以前から事業を始めたとき。

令和６年1月 以後に事業を始めたとき。

●令和６年分の所得税の確定申告書の控

所得金額			
事業	営業等	①	
	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑		⑦	
総合譲渡・一時 ㋕+{(㋖+㋗)×1/2}		⑧	
合計		⑨	＊＊＊＊＊＊＊

円（1年間の所得）

↳ 12ページ所得へ（事業収入の方）

●収支明細書（事業所得者用）

☆収支明細書は，募集月の前月までの12か月間（12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間）について自分で記入します。

ここに注意

・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
・認められる支出の項目は，確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
・明細書の内容について，書類を確認する場合があります。

計算での注意

・金額のなかで，１か月分に満たない月は除いて計算してください。
・事業を開始した日が最近で，まだ１か月分に満たない場合は0円として計算してください。
・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収　支　明　細　書
（事業所得者用）

1　事業及び事業内容	
2　事業所の所在地	
3　事業開始年月日	年　月　日

〔月別収支内訳〕

	収入の部			支出の部				差引純利益（イ－ロ）
			計（イ）				計（ロ）	
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
※月								
計								＊＊＊＊＊＊

↳※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ □ か月×12か月 ⇨ 円（1年間の所得）

↓

12ページ所得へ（事業収入の方）

年金収入（非課税）の方

❶障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 （収入として扱いません）
❷遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
❸母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
❹そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金，厚生年金，共済年金，恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和５年12月 以前から支給されている方

令和６年1月 以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和６年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所								
	氏名								
種別	支払金額					源泉徴収税額			
年金	＊＊＊＊●●●,●●●円					＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円			
扶養控除等申告書の提出		公的年金等の控除後の金額				控除対象配偶者の有無等			
有	無	特別障害者	その他の障害者	老年者		有	無	老人控除対象配偶者の有無	
	＊							有	無
扶養親族の数			障害者の数（本人以外）			社会保険料の金額（介護保険料額）			
特定	老人	その他	特別	その他					
0人	0人	0人	0人	0人		＊＊＊＊＊●●,●●●円			
支払を受ける者の年金の種別						支払を受ける者の生年月日			

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※2種類以上の年金を支給されている方は，それぞれの支払金額を合計して，右の計算式で計算してください。

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円未満	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	（A）－110万円
	330万円以上～410万円未満	（A）×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	（A）×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	（A）×0.95－145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円未満	0円
	600,001万円以上～130万円未満	（A）－60万円
	130万円以上～410万円未満	（A）×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	（A）×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	（A）×0.95－145万5,000円

（1年間の所得）

円

12ページ所得へ（年金収入の方）

市営住宅の概要

(1) 塩竈市営住宅　(公営)

住宅名	住　所	建設年度	構　造	間取り	管理戸数	設　備	駐車場数
清水沢 1～3棟	清水沢2丁目 23－1他	S51	中耐・ 5階建	3K	100	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	62
桜ヶ丘 1.2棟	桜ヶ丘 6－1	S49 ～50	中耐・ 5階建	3K	20	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	19
東玉川 1棟	東玉川 10－24	S49	中耐・ 5階建	3K	20	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	0
玉川 1～5棟	玉川3丁目 7－18他	S38	簡耐平屋	2K	12	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	0
				3K	8		
大日向 1～5棟	大日向町 8－1他	H9 ～12	中耐・ 3階建	2DK (シルバー)	21	浴槽・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	80
				3DK (2人以上)	60		
新玉川 1～4棟	母子沢町 1－1他	H2 ～6	中高耐 4～7 階建	2LDK	34	浴槽・風呂釜 有 洋式トイレ *エレベータ 有 〈2・3棟〉	121
				3LDK (2人以上)	79		
				4LDK (3人以上)	31		
新浜町 1～3棟	新浜町2丁目 21－2他	S47 ～49	中耐・ 4階建	3K	72	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	25
梅の宮 1.2棟	字庚塚 1－1	H16 ～18	中高耐 4～6 階建	2DK	32	浴槽・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	34
				3DK (2人以上)	16		
庚塚 1棟	松陽台2丁目 15－1他	S53	中耐・ 5階建	3K	30	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	20

(2) 塩竈市営住宅　(改良)

住宅名	住　所	建設年度	構　造	間取り	管理戸数	設　備	駐車場数
桜ヶ丘	桜ヶ丘 6－1	S49 ～50	中耐・ 5階建	3K	40	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	公営に含む。
貞山通	貞山通2丁目 6－9他	S45 ～47	中耐・ 4階建	2K	48	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	7

(3) 塩竈市営住宅（公営）

住宅名	住　所	建設年度	構　造	間取り	管理戸数	設　備	駐車場数
錦町東	錦町24番－1	H28	中耐・ 6階建	1LDK	18	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	70
				2DK	18		

住宅名	住　所	建設年度	構　造	間取り	管理戸数	設　備	駐車場数
錦町東	錦町 24 番－１	H28	中耐・ ６階建	２ＬＤＫ （２人以上）	6	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	70
				３ＤＫ （２人以上）	12		
				３ＬＤＫ （３人以上）	10		
				４ＤＫ （３人以上）	6		
清水沢東 １～３棟 （１号棟のみペット可）	清水沢三丁目 24 －1 （1号棟） 24 －2 （2号棟） 清水沢四丁目 2－1 （3号棟）	H28	中耐・ ３階建 中高耐 ６階建	１ＬＤＫ	42	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	170
				２ＤＫ	45		
				２ＬＤＫ （２人以上）	18		
				３ＤＫ （２人以上）	26		
				３ＬＤＫ （３人以上）	27		
				４ＤＫ （３人以上）	12		
伊保石 2～36棟 （ペット可）	伊保石 5番地2他	H25	木造	２ＤＫ	15	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 無	－
				３ＤＫ （２人以上）	20		
錦町 1～3棟	錦町 24番11他	H26	地下1階建～ 中耐地上 3～5階	１ＤＫ	14	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	41
				２ＤＫ	21		
				３ＬＤＫ （３人以上）	5		
浦戸桂島 1～5棟 （ペット可）	浦戸桂島字鬼ヶ浜 17番地5他	H26	木造	２ＤＫ	7	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 無	－
				３ＤＫ	5		
				４ＤＫ （３人以上）	1		
浦戸野々島 1. 2棟 （ペット可）	浦戸野々島字河岸 48番1	H26	木造	２ＤＫ	11	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 無	－
				３ＤＫ （２人以上）	4		
浦戸寒風沢 1～7棟 （ペット可）	浦戸寒風沢字寒沢 3–5他	H27	木造	２ＤＫ	5	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 無	－
				３ＤＫ （２人以上）	6		
浦戸朴島 1～3棟 （ペット可）	浦戸野々島字 朴島宅地10–3	H27	木造	２ＤＫ	2	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 無	－
				３ＤＫ	3		
北浜	北浜4丁目 10番1号	H28	中耐 5階建	１ＤＫ	6	浴槽・風呂釜・ 給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	35
				２ＤＫ	20		
				３ＬＤＫ （３人以上）	1		
				４ＤＫ （３人以上）	4		

7．資格確認の必要書類について

仮当選した方には、入居にあたりまして資格確認を行います。
（補欠者は、宮城県住宅供給公社からの連絡後に必要書類を取りそろえてください。）
以下の表をご覧のうえ、該当する書類をすべて資格確認の時にご持参ください。

＊申込者及び同居者で18歳以上の方は、該当する書類全てが必要です。

＊給与所得・事業所得・年金所得を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

給与所得がある

証明書類の説明 ＼ 必要な書類 ／ 内容	下記（1）	下記（2）	下記（3）	下記（6）	下記（7）	下記（11）
	住民票（入居予定者全員分・記載省略がないもの）	令和７年度所得証明書（控除明細があるもの）	市税等に滞納がないことの証明書（18歳以上のすべての方）	給与支払証明書	勤務先証明書	退職証明書
令和５年12月以前から引き続き勤務している方	○	○	○	×	○	×
令和６年１月以降に現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○	○
申し込む月から就職された方（見込み）	○	○	○	○	○	○

＊所得証明書について
控除明細のないものの場合は、健康保険被保険者証の写し、及び下記（５）令和６年分源泉徴収票も併せて提出してください。

事業所得がある

証明書類の説明 ＼ 必要な書類 ／ 内容	下記（1）	下記（2）	下記（3）	下記（4）	下記（6）
	住民票（入居予定者全員分・記載省略がないもの）	令和７年度所得証明書（控除明細があるもの）	市税等に滞納がないことの証明書（18歳以上のすべての方）	令和6年分確定申告書(控)写し	収支明細書及び帳簿の写し
事業所得者の方（令和５年12月以前から）	○	○	○	○	×
事業所得者の方（令和６年１月以降から）	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

＊所得証明書について
控除明細のないものの場合は、下記（４）令和６年分確定申告書（控）の写しも併せて提出してください。

年金所得がある

証明書類の説明 ＼ 必要な書類 ／ 内容	下記（1）	下記（2）	下記（3）	下記（8）
	住民票（入居予定者全員分・記載省略がないもの）	令和７年度所得証明書（控除明細があるもの）	市税等に滞納がないことの証明書（18歳以上のすべての方）	年金証書及び支払通知書の写し
国民（老齢）年金、厚生（老齢）恩給、各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

＊住民票、所得証明書及び戸籍謄本等の公的証明書は、３ヶ月以内に交付されたものを有効とします。

■証明書類の説明

（1）住民票 …… 入居する方全員分必要となります。**（住民票コードおよび個人番号以外記載省略がないもの）**

（2）令和７年度所得証明書 …… 各市町村で発行しているもの「令和７年度所得証明書」**（控除明細があるもの）**

（3）すべての市町村税に未納がないことの証明書 … 塩竈市の市役所税務課・納税課等から証明を受けてください。

（4）令和６年分確定申告書（控）写し …… 今年確定申告された方はその申告書（控）の写し。

（5）令和６年分源泉徴収票 …… 勤務されている会社などが発行します。ただし，代表者印が捺印されているもの。

（6）給与支払証明書，収支明細書 …… 郵送される「給与支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。

（7）勤務先証明書 …… 郵送される「勤務先証明書」に勤務先からの証明を受けてください。

（8）年金証書・支払通知書の写し …… ①日本年金機構で発行する令和６年分公的年金等の源泉徴収票（ハガキ）、又は厚生年金支払通知書（ハガキ）、②各種共済組合の送金案内書、③各種年金証書。

＊本人または同居予定の方で、現在無職・無収入の場合に次の書類が必要です。

証明書類の説明	下記（1）	下記（3）	下記（8）	下記(9)(10)	下記（11）	下記（13）	下記（14）
必要な書類 ＼ 内　容	住民票（入居予定者全員分・記載省略がないもの）	すべての市町村税に未納がないことの証明書（18歳以上のすべての方）	年金証書の写し及び支払通知書の写し	離職票または雇用保険受給資格者証	退職証明書	生活保護受給証明書	令和７年度所得証明書等（控除明細があるもの）
遺族年金、障害年金、障害手当金、母子年金等を受けている方	○	○	○	×	×	×	○
入居契約までに、退職することが決まっている方	○	○	×	○（入居契約・説明会までに提出のこと）	○（退職見込証明書 下記（12））	×	○
令和６年１月１日以降退職し、雇用保険を受けている方	○	○	×	○	×	×	○
令和６年１月１日以降退職し、雇用保険を受けていない方	○	○	×	×	○	×	○
生活保護を受けている方	○	○	○（年金を受けている方は必要）	○（雇用保険を受けている方は必要）	○（最近会社を退職した方は必要）	○（生活保護を受けている方は必要）	○
仕送りを受けている方							
婚約中で無職の方							
申込者、同居者（18歳以上）、婚約者が無職、無収入の方	○	○	×	×	×	×	○

■その他状況により必要とする書類

持ち家をお持ちの方	売買契約書（入居契約時までに提出していただきます。）
婚約し入居申込みをする場合	郵送される「婚姻予約確認書」（入居可能日より3ヶ月以内に入籍を証する書類を提出していただきます。）
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
外国籍の方または、外国留学生の方	外国人登録原票記載事項証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書
配偶者等からの暴力被害者	婦人相談所の一時保護証明書、母子支援施設の入（退）所証明書または裁判所の保護命令書
犯罪被害者	申告内容の警察等への事件状況確認に関する同意書 交通事故の被害者等である場合は交通事故証明書の写し
母子・父子世帯の抽選優遇者	児童扶養手当証書又は母子・父子医療費受給者証等の写し
母子・父子世帯・単身世帯・（お一人で入居する方）・兄弟など直系親族以外の方を含む世帯	**戸籍謄本（入居予定者全員分）（死別、離婚、婚姻の有無が確認できる戸籍謄本）** （その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。）

（9）離職票の写し …… 退職した会社で発行するもの。

（10）雇用保険受給資格者証の写し … 公共職業安定所で発行する受給資格者証。

（11）退職証明書 …… 退職した会社から発行されたものを提出してください。
（退職年月日と会社の代表者印が必要です。）

（12）退職見込証明書 …… 退職予定の会社から発行されたものを提出してください。
（退職予定年月日と会社の代表者印が必要です。）
（なお、入居契約・説明会前までに、(9)(10)(11) のいずれかの書類を提出してください。）

（13）生活保護受給証明書 …… 福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書
（受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です。）

（14）令和７年度非課税証明書 …… 各市町村で発行している「令和７年度非課税証明書」**（所得額の記載のあるもの）（控除明細のあるもの）**